

議 第 63 号

令和元年9月3日提出

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。